

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件
被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）
控訴人（一審原告ら） X51、外6名
被控訴人（一審原告） X1、外112名
参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2023年11月15日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

| 号証 | 標目 | | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|------|-----------------------|----|-------------|--------------|---|----|
| 甲265 | 汚染水対策の現況について | 写 | 2023年10月5日 | 東京電力ホールディングス | 福島第一原発の汚染水について、「2028年度までに中長期的な汚染水抑制対策（建屋外壁止水）の進め方を具体化」するなどとされている事実。 | |
| 甲266 | 大飯控訴審－「ばらつき」問題に関する陳述書 | 原本 | 2023年11月14日 | 原告小山英之 | 別記の通り | |

別記

甲266の立証趣旨

「ばらつき」問題についての一審原告ら主張全般。その要旨は以下の通り。

この陳述書の主な対象は、「経験式が有するばらつき」の考慮である。一審被告(国)は、「経験式が有するばらつき」とは、「経験式とその基になる観測データの乖離」であると明確に認め(控訴理由書49頁)、また、「経験式がそのような『ばらつき』を有することについては、これを当然の前提とした上で」(「控訴理由書・第1準備書面 陳述要旨」3頁)と、「経験式が有するばらつき」を考慮するべきとの立場に立っている。ところがその後では、「震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係における『経験式が有するばらつき』を地震動評価において考慮する方法について」(控訴理由書49頁)主に論じており、結局、「ばらつき」を考慮する「方法」としては、別の断層面積の不確かさを考慮することでまかなうべきだとの趣旨を述べている。

当陳述書では、この別方法説に対して次のような点で反論する。

- ①「経験式が有するばらつき」を考慮する場面では、断層面積 S は所与のものとして固定されており、それを経験式に代入して得られる地震規模 M_0 と、実データである M_0 が乖離していることが問題の焦点である。断層面積 S の不確かさを考慮した場合でも、この性質は変わらない。 S を固定しても M_0 のばらつきが生じる原因は、 M_0 の定義式 $M_0 = \mu DS$ における μD (剛性率×平均すべり量)が、断層の個性に応じてばらつくことに求められる。
- ②実際に大飯原発のFoA-FoB-熊川断層の最大加速度をもたらすケースで「ばらつき」を考慮する場合、断層面積 S は基本ケースと同じ値に固定されており、 S の不確かさは考慮外である。
- ③そもそも「ばらつき」と「不確かさ」は性質を異にする独立した別概念であり、一方を他方で置き換えることはできない。このことは米国環境保護局(EPA)の見解が明確に述べており、入倉氏・川瀬氏も意見書でそれを引用して認めている。この問題に関する日本のこれまでの検討経緯では、この区別の認識が希薄であったと考えられる。

結果的にやはり「経験式が有するばらつき」は国の言に反して考慮されていない。これでは本来1,150ガルになるべきところ856ガルに過小評価されていることになり、設置許可基準規則4条3項に違反している。「ばらつき」の考慮の検討を怠った国の審査の過程に過誤欠落があるというべきである。